

正誤表

誤記及び調査対象機関からの訂正の報告がありましたので、以下のとおり訂正いたします。(下線部分)

<本文>

○P 1 本文 18 行目 (※本欄のみ、訂正箇所を枠囲みしています。)

(正)

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関(7機関)

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、認知症施策推進本部、人事院、デジタル庁及び復興庁

(注) 事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、下線を付した各機関については内閣官房の内数として、また、二重下線を付した各機関については内閣府の内数として整理した。内数として整理した機関数については、上記の対象機関数からは除いている。

(誤)

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関(7機関)

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靱化推進本部、健康・医療戦略推進本部、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、特定複合観光施設区域整備推進本部、ギャンブル等依存症対策推進本部、アイヌ政策推進本部、新型コロナウイルス感染症対策本部、国際博覧会推進本部、新型インフルエンザ等対策推進会議、人事院、デジタル庁及び復興庁

(注) 事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、下線を付した各機関については内閣官房の内数として、また、二重下線を付した各機関については内閣府の内数として整理した。内数として整理した機関数については、上記の対象機関数からは除いている。

○P 3 本文 3、4、6、7、11 行目

(正)

令和5年度には、表3のとおり、192,569件の決定がされ、このうち、開示決定(全部を開示する決定及び一部を開示する決定)がされたものが188,608件(97.9%)、不開示決定がされたものが3,961件(2.1%)となっている。また、開示決定がされたもののうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが26,971件(14.0%)、一部を開示する決定がされたものが161,637件(83.9%)となっている。

なお、開示決定がされたものの中に、法第7条に基づく公益裁量開示(不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの)はみられなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、6,919件(3.7%)となっている。

(誤)

令和5年度には、表3のとおり、192,576件の決定がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）がされたものが188,615件（97.9%）、不開示決定がされたものが3,961件（2.1%）となっている。また、開示決定がされたもののうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが26,972件（14.0%）、一部を開示する決定がされたものが161,643件（83.9%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中に、法第7条に基づく公益裁量開示（不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの）はみられなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、6,920件（3.7%）となっている。

○ P 3 表 3 開示決定等の件数

(正)

	開示決定等				
	計	開示決定			不開示決定
		小計	全部を開示	一部を開示	
令和5年度 (比率)	<u>192,569</u> (100)	<u>188,608</u> (97.9)	<u>26,971</u> (14.0)	<u>161,637</u> (83.9)	3,961 (2.1)
令和4年度 (比率)	185,673 (100)	182,263 (98.2)	29,766 (16.0)	152,497 (82.1)	3,410 (1.8)

- (注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。
2 開示決定したもののうち、公益裁量開示は0件（令和4年度も0件）、開示実施の申出がなかったものは6,919件（令和4年度は6,112件）である。

(誤)

	開示決定等				
	計	開示決定			不開示決定
		小計	全部を開示	一部を開示	
令和5年度 (比率)	<u>192,576</u> (100)	<u>188,615</u> (97.9)	<u>26,972</u> (14.0)	<u>161,643</u> (83.9)	3,961 (2.1)
令和4年度 (比率)	185,673 (100)	182,263 (98.2)	29,766 (16.0)	152,497 (82.1)	3,410 (1.8)

- (注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。
2 開示決定したもののうち、公益裁量開示は0件（令和4年度も0件）、開示実施の申出がなかったものは6,920件（令和4年度は6,112件）である。

○P 3 本文 22、25、26 行目

(正)

令和5年度において開示決定等がされた192,569件についてみると、表4のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが175,461件(91.1%)、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが11,816件(6.1%)、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが5,049件(2.6%)となっている。

(誤)

令和5年度において開示決定等がされた192,576件についてみると、表4のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが175,461件(91.1%)、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが11,820件(6.1%)、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが5,052件(2.6%)となっている。

○P 4 表4 期限の延長、遵守の状況

(正)

	開示決定等 件数	延長手続を採らな かったもの		延長手続を採った もの(法第10条第 2項)		期限の特例規定を 適用したもの(法 第11条)		合計	
		期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過し たも の	期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過し たも の	期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過し たも の	期限内に決 定がされた もの	期限を超 過したも の
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(a+c+e)	(b+d+f)
令和5年度 (比率)	192,569 (100)	175,461 (91.1)	78 (0.0)	11,816 (6.1)	140 (0.1)	5,049 (2.6)	25 (0.0)	192,326 (99.9)	243 (0.1)
令和4年度 (比率)	185,673 (100)	169,431 (91.3)	104 (0.1)	11,085 (6.0)	157 (0.1)	4,862 (2.6)	34 (0.0)	185,378 (99.8)	295 (0.2)

(誤)

	開示決定等 件数	延長手続を採らな かったもの		延長手続を採った もの(法第10条第 2項)		期限の特例規定を 適用したもの(法 第11条)		合計	
		期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過し たも の	期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過し たも の	期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過し たも の	期限内に決 定がされた もの	期限を超 過したも の
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(a+c+e)	(b+d+f)
令和5年度 (比率)	192,576 (100)	175,461 (91.1)	78 (0.0)	11,820 (6.1)	140 (0.1)	5,052 (2.6)	25 (0.0)	192,333 (99.9)	243 (0.1)
令和4年度 (比率)	185,673 (100)	169,431 (91.3)	104 (0.1)	11,085 (6.0)	157 (0.1)	4,862 (2.6)	34 (0.0)	185,378 (99.8)	295 (0.2)

○P 6 本文1行目

(正)

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案5,074件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したものは672件あった。

(誤)

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案5,077件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したものは672件あった。

○P 7 表7 不開示理由の内訳

(正)

	不開示の決定と一部を開示する決定の件数	不開示理由の内訳			
		不開示情報に該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
令和5年度 (比率)	165,598	162,187 (97.9)	3,968 (2.4)	480 (0.3)	282 (0.2)
令和4年度 (比率)	155,907	152,842 (98.0)	3,947 (2.5)	319 (0.2)	242 (0.2)

(誤)

	不開示の決定と一部を開示する決定の件数	不開示理由の内訳			
		不開示情報に該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
令和5年度 (比率)	165,604	162,193 (97.9)	3,969 (2.4)	482 (0.3)	282 (0.2)
令和4年度 (比率)	155,907	152,842 (98.0)	3,947 (2.5)	319 (0.2)	242 (0.2)

○P 7 本文1、5行目

(正)

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの162,187件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表8のとおり、個人に関する情報(第1号)に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報(第2号)に該当するもの、事務又は事業に関する情報(第6号)に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否(法第8条)によるもの480件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、法人等に関する情報(第2号)が最も多く、次いで、個人に関する情報(第1号)に該当するもの、事務又は事業に関する情報(第6号)に該当するものの順になっている。

(誤)

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの162,193件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表8のとおり、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否（法第8条）によるもの482件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、法人等に関する情報（第2号）が最も多く、次いで、個人に関する情報（第1号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

○P7 表8 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(正)

不開示情報の区分		不開示情報に該当（比率）		存否応答拒否（比率）	
		162,187		480	
内訳	第1号 個人に関する情報	140,778	(86.8)	147	(30.6)
	第1号の2 匿名加工情報等	48	(0.0)	21	(4.4)
	第2号 法人等に関する情報	129,658	(79.9)	270	(56.3)
	第3号 国の安全等に関する情報	1,671	(1.0)	16	(3.3)
	第4号 公共の安全等に関する情報	5,009	(3.1)	30	(6.3)
	第5号 審議、検討等に関する情報	1,675	(1.0)	9	(1.9)
	第6号 事務又は事業に関する情報	10,379	(6.4)	66	(13.8)

(注) 1件の決定において複数の不開示情報の区分に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示情報に該当」及び「存否応答拒否」件数と一致しない場合がある。内訳欄の比率は最上欄の件数を100とした場合の比率である。

(誤)

不開示情報の区分		不開示情報に該当（比率）		存否応答拒否（比率）	
		162,193		482	
内訳	第1号 個人に関する情報	140,783	(86.8)	148	(30.7)
	第1号の2 匿名加工情報等	48	(0.0)	21	(4.4)
	第2号 法人等に関する情報	129,663	(79.9)	270	(56.0)
	第3号 国の安全等に関する情報	1,671	(1.0)	16	(3.3)
	第4号 公共の安全等に関する情報	5,009	(3.1)	30	(6.2)
	第5号 審議、検討等に関する情報	1,678	(1.0)	9	(1.9)
	第6号 事務又は事業に関する情報	10,381	(6.4)	67	(13.9)

(注) 1件の決定において複数の不開示情報の区分に該当するものがあるため、内訳の合計は「不開示情報に該当」件数と一致しない場合がある。内訳欄の比率は「不開示情報に該当」件数を100とした場合の比率である。

<行政機関別内訳表>

○2 開示決定等の件数

(正)

行政機関名	開示決定等の件数						
	開示決定				(開示決定したもののうち)公益裁量開示	(開示決定したもののうち)開示実施の申出なし	不開示決定
	全部を開示	一部を開示					
(略)							
こども家庭庁	41	36	6	30	0	5	5
(略)							
計	192,569	188,608	26,971	161,637	0	6,919	3,961

(誤)

行政機関名	開示決定等の件数						
	開示決定				(開示決定したもののうち)公益裁量開示	(開示決定したもののうち)開示実施の申出なし	不開示決定
	全部を開示	一部を開示					
(略)							
こども家庭庁	48	43	7	36	0	6	5
(略)							
計	192,576	188,615	26,972	161,643	0	6,920	3,961

○3 延長手続の状況

(正)

行政機関名	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの		法第11条の期限の特例を適用したもの					
		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	1年超			
(略)											
こども家庭庁	41	23	23	0	15	15	0	3	3	0	0
(略)											
計	192,569	175,539	175,461	78	11,956	11,816	140	5,074	5,049	25	672

(誤)

行政機関名	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの		法第11条の期限の特例を適用したもの					
		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	1年超			
(略)											
こども家庭庁	48	23	23	0	19	19	0	6	6	0	0
(略)											
計	192,576	175,539	175,461	78	11,960	11,820	140	5,077	5,052	25	672

○4 不開示理由の内訳

(正)

行政機関名	全部又は一部を不開示とした件数	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他
(略)					
こども家庭庁	35	30	7	0	0
(略)					
計	165,598	162,187	3,968	480	282

(誤)

行政機関名	全部又は一部を不開示とした件数	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他
(略)					
こども家庭庁	41	36	8	2	0
(略)					
計	165,604	162,193	3,969	482	282

○5 不開示情報（法第5条各号該当）の内訳

(正)

行政機関名	不開示情報に該当						
	5条1号	5条1号の2	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号
(略)							
こども家庭庁	30	27	0	19	0	1	3
(略)							
計	162,187	140,778	48	129,658	1,671	5,009	10,379

(誤)

行政機関名	不開示情報に該当						
	5条1号	5条1号の2	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号
(略)							
こども家庭庁	36	32	0	24	0	1	6
(略)							
計	162,193	140,783	48	129,663	1,671	5,009	10,381

○6 存否応答拒否の内訳

(正)

行政機関名	存否応答拒否						
	5条1号	5条1号の2	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号
(略)							
こども家庭庁	0	0	0	0	0	0	0
(略)							
計	480	147	21	270	16	30	66

(誤)

行政機関名	存否応答拒否						
	5条1号	5条1号の2	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号
(略)							
こども家庭庁	2	1	0	0	0	0	1
(略)							
計	482	148	21	270	16	30	67

正誤表

誤記がありましたので、以下のとおり訂正いたします。(下線部分)

<本文>

○P2 本文6、7、9、10行目

(正)

(1) 令和5年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表1のとおり205,660件であり、令和4年度に比べて10,843件増加している。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、186,621件(90.7%)が本省庁以外での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別でみると、窓口に来所又は郵送によるものが199,687件(97.1%)、オンラインによるものが5,973件(2.9%)となっている。

(誤)

(1) 令和5年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表1のとおり205,403件であり、令和4年度に比べて10,586件増加している。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、186,364件(90.7%)が本省庁以外での受付となっている。

また、開示請求の態様を方法別でみると、窓口に来所又は郵送によるものが199,430件(97.1%)、オンラインによるものが5,973件(2.9%)となっている。

○P2 表1 開示請求の件数

(正)

	開示請求の件数	受付別		方法別	
		本省庁	その他	来所・郵送	オンライン
令和5年度 (比率)	<u>205,660</u> (100)	19,039 (9.3)	<u>186,621</u> (90.7)	<u>199,687</u> (97.1)	5,973 (2.9)
令和4年度 (比率)	194,817 (100)	20,046 (10.3)	174,771 (89.7)	189,097 (97.1)	5,720 (2.9)

(誤)

	開示請求の件数	受付別		方法別	
		本省庁	その他	来所・郵送	オンライン
令和5年度 (比率)	<u>205,403</u> (100)	19,039 (9.3)	<u>186,364</u> (90.7)	<u>199,430</u> (97.1)	5,973 (2.9)
令和4年度 (比率)	194,817 (100)	20,046 (10.3)	174,771 (89.7)	189,097 (97.1)	5,720 (2.9)

○P 3 本文 3～7、11 行目

(正)

令和5年度には、表3のとおり、192,576件の決定がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）がされたものが188,615件（97.9%）、不開示決定がされたものが3,961件（2.1%）となっている。また、開示決定がされたもののうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが26,972件（14.0%）、一部を開示する決定がされたものが161,643件（83.9%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中に、法第7条に基づく公益裁量開示（不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの）はみられなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、6,920件（3.7%）となっている。

(誤)

令和5年度には、表3のとおり、192,437件の決定がされ、このうち、開示決定（全部を開示する決定及び一部を開示する決定）がされたものが188,517件（98.0%）、不開示決定がされたものが3,920件（2.0%）となっている。また、開示決定がされたもののうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが26,956件（14.0%）、一部を開示する決定がされたものが161,561件（84.0%）となっている。

なお、開示決定がされたものの中に、法第7条に基づく公益裁量開示（不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの）はみられなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、6,917件（3.7%）となっている。

○P 3 表3 開示決定等の件数

(正)

	開示決定等				
	計	開示決定			不開示決定
		小計	全部を開示	一部を開示	
令和5年度 (比率)	<u>192,576</u> (100)	<u>188,615</u> (<u>97.9</u>)	<u>26,972</u> (14.0)	<u>161,643</u> (<u>83.9</u>)	<u>3,961</u> (<u>2.1</u>)
令和4年度 (比率)	185,673 (100)	182,263 (98.2)	29,766 (16.0)	152,497 (82.1)	3,410 (1.8)

- (注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。
 2 開示決定したもののうち、公益裁量開示は0件（令和4年度も0件）、開示実施の申出がなかったものは 6,920件（令和4年度は6,112件）である。

(誤)

	開示決定等				
	計	開示決定			不開示決定
		小計	全部を開示	一部を開示	
令和5年度 (比率)	192,437 (100)	188,517 (98.0)	26,956 (14.0)	161,561 (84.0)	3,920 (2.0)
令和4年度 (比率)	185,673 (100)	182,263 (98.2)	29,766 (16.0)	152,497 (82.1)	3,410 (1.8)

- (注) 1 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。
 2 開示決定したもののうち、公益裁量開示は0件（令和4年度も0件）、開示実施の申出がなかったものは6,917件（令和4年度は6,112件）である。

○P 3 本文 22、23、25、26 行目

(正)

令和5年度において開示決定等がされた192,576件についてみると、表4のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが175,461件(91.1%)、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが11,820件(6.1%)、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが5,052件(2.6%)となっている。

(誤)

令和5年度において開示決定等がされた192,437件についてみると、表4のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが175,342件(91.1%)、法第10条第2項に基づく期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが11,806件(6.1%)、法第11条に基づく期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが5,046件(2.6%)となっている。

○P 4 表4 期限の延長、遵守の状況

(正)

	開示決定等 件数	延長手続を採らな かったもの		延長手続を採った もの(法第10条第 2項)		期限の特例規定を 適用したもの(法 第11条)		合計	
		期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過した もの	期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過した もの	期限内 に決定 がされ たもの	期限 を超 過した もの	期限内に決 定がされた もの	期限を超 過したも の
		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(a+c+e)	(b+d+f)
令和5年度 (比率)	192,576 (100)	175,461 (91.1)	78 (0.0)	11,820 (6.1)	140 (0.1)	5,052 (2.6)	25 (0.0)	192,333 (99.9)	243 (0.1)
令和4年度 (比率)	185,673 (100)	169,431 (91.3)	104 (0.1)	11,085 (6.0)	157 (0.1)	4,862 (2.6)	34 (0.0)	185,378 (99.8)	295 (0.2)

(誤)

	開示決定等 件数	延長手続を採らな かったもの		延長手続を採った もの(法第10条第 2項)		期限の特例規定を 適用したもの(法 第11条)		合計	
		期限内 に決定 がされ たもの (a)	期限 を超過 したも の (b)	期限内 に決定 がされ たもの (c)	期限 を超過 したも の (d)	期限内 に決定 がされ たもの (e)	期限 を超過 したも の (f)	期限内に決 定がされた もの (a+c+e)	期限を超過 したもの (b+d+f)
令和5年度 (比率)	<u>192,437</u> (100)	<u>175,342</u> (91.1)	78 (0.0)	<u>11,806</u> (6.1)	140 (0.1)	<u>5,046</u> (2.6)	25 (0.0)	<u>192,194</u> (99.9)	243 (0.1)
令和4年度 (比率)	185,673 (100)	169,431 (91.3)	104 (0.1)	11,085 (6.0)	157 (0.1)	4,862 (2.6)	34 (0.0)	185,378 (99.8)	295 (0.2)

○P6 本文1行目

(正)

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案5,077件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したものは672件あった。

(誤)

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案5,071件のうち、開示請求があった日から開示決定等がされた日までに1年超を要したものは672件あった。

○P7 表7 不開示理由の内訳

(正)

	不開示の決定と 一部を開示する 決定の件数	不開示理由の内訳			
		不開示情報に該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
令和5年度 (比率)	<u>165,604</u>	<u>162,193</u> (97.9)	<u>3,969</u> (2.4)	<u>482</u> (0.3)	<u>282</u> (0.2)
令和4年度 (比率)	155,907	152,842 (98.0)	3,947 (2.5)	319 (0.2)	242 (0.2)

(誤)

	不開示の決定と 一部を開示する 決定の件数	不開示理由の内訳			
		不開示情報に該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
令和5年度 (比率)	<u>165,481</u>	<u>162,104</u> (98.0)	<u>3,933</u> (2.4)	<u>480</u> (0.3)	<u>281</u> (0.2)
令和4年度 (比率)	155,907	152,842 (98.0)	3,947 (2.5)	319 (0.2)	242 (0.2)

○P7 本文1、5行目

(正)

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの162,193件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表8のとおり、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否（法第8条）によるもの482件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、法人等に関する情報（第2号）が最も多く、次いで、個人に関する情報（第1号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

(誤)

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの162,104件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表8のとおり、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否（法第8条）によるもの480件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、法人等に関する情報（第2号）が最も多く、次いで、個人に関する情報（第1号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

○P7 表8 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(正)

不開示情報の区分		不開示情報に該当（比率）		存否応答拒否（比率）	
		<u>162,193</u>		<u>482</u>	
内訳	第1号 個人に関する情報	<u>140,783</u>	(86.8)	148	<u>(30.7)</u>
	第1号の2 匿名加工情報等	48	(0.0)	21	(4.4)
	第2号 法人等に関する情報	<u>129,663</u>	<u>(79.9)</u>	<u>270</u>	(56.0)
	第3号 国の安全等に関する情報	1,671	(1.0)	16	(3.3)
	第4号 公共の安全等に関する情報	<u>5,009</u>	(3.1)	<u>30</u>	<u>(6.2)</u>
	第5号 審議、検討等に関する情報	<u>1,678</u>	(1.0)	9	(1.9)
	第6号 事務又は事業に関する情報	<u>10,381</u>	(6.4)	67	<u>(13.9)</u>

(誤)

不開示情報の区分		不開示情報に該当 (比率)		存否応答拒否 (比率)	
		162,104		480	
内訳	第1号 個人に関する情報	140,729	(86.8)	148	(30.8)
	第1号の2 匿名加工情報等	48	(0.0)	21	(4.4)
	第2号 法人等に関する情報	129,624	(80.0)	269	(56.0)
	第3号 国の安全等に関する情報	1,671	(1.0)	16	(3.3)
	第4号 公共の安全等に関する情報	5,007	(3.1)	29	(6.0)
	第5号 審議、検討等に関する情報	1,674	(1.0)	9	(1.9)
	第6号 事務又は事業に関する情報	10,352	(6.4)	67	(14.0)

○P7 本文9行目

(正)

ウ 表7の不開示理由の「その他」282件の内訳をみると、表9のとおり、開示請求に係る対象文書の特定が不十分であるなどの開示請求の形式上の不備を理由とするもののほか、法の適用除外を理由とするものがある。

(誤)

ウ 表7の不開示理由の「その他」281件の内訳をみると、表9のとおり、開示請求に係る対象文書の特定が不十分であるなどの開示請求の形式上の不備を理由とするもののほか、法の適用除外を理由とするものがある。

○P8 表9 「その他」を理由とするものの内訳

(正)

		その他				
			形式上の不備		法の適用除外	開示請求権の濫用
			対象文書の特定不十分	その他		
令和5年度 (比率)	282	235	133 (56.6)	103 (43.8)	47	25
令和4年度 (比率)	242	160	95 (59.4)	71 (44.4)	82	0

(誤)

		その他				
			形式上の不備		法の適用除外	開示請求権の濫用
			対象文書の特定不十分	その他		
令和5年度 (比率)	281	234	132 (56.4)	103 (44.0)	47	25
令和4年度 (比率)	242	160	95 (59.4)	71 (44.4)	82	0

<行政機関別内訳表>

○1 開示請求の件数等

(正)

行政機関名	法人番号		新たに受け付けた件数				取下げ事案
			受付別		方法別		
			本省	その他	来所・郵送	オンライン	
(略)							
財務省	8000012050001	391	134	257	391	0	81
(略)							
計		205,660	19,039	186,621	199,687	5,973	2,699

(誤)

行政機関名	法人番号		新たに受け付けた件数				取下げ事案
			受付別		方法別		
			本省	その他	来所・郵送	オンライン	
(略)							
財務省	8000012050001	134	134	0	134	0	11
(略)							
計		205,403	19,039	186,364	199,430	5,973	2,629

○2 開示決定等の件数

(正)

行政機関名		開示決定等の件数						
		開示決定				(開示決定したもののうち) 公益裁量開示	(開示決定したもののうち) 開示実施の申出なし	不開示決定
		全部を開示	一部を開示					
(略)								
財務省	239	157	39	118	0	7	82	
(略)								
計	192,576	188,615	26,972	161,643	0	6,920	3,961	

(誤)

行政機関名		開示決定等の件数						
		開示決定				(開示決定したもののうち) 公益裁量開示	(開示決定したもののうち) 開示実施の申出なし	不開示決定
		全部を開示	一部を開示					
(略)								
財務省	100	59	23	36	0	4	41	
(略)								
計	192,437	188,517	26,956	161,561	0	6,917	3,920	

○3 延長手続の状況

(正)

行政機関名	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの			法第10条第2項による延長手続を採ったもの			法第11条の期限の特例を適用したものの		
		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したのもの		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したのもの		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したのもの	1年超
(略)										
財務省	239	187	187	0	36	36	0	16	16	0
(略)										
計	192,576	175,539	175,481	78	11,960	11,820	140	5,077	5,052	25

(誤)

行政機関名	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの		法第11条の期限の特例を適用したもの					
		期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	期限内に開示決定等がされたもの	期限を超過したもの	1年超			
(略)											
財務省	100	68	68	0	22	22	0	10	10	0	0
(略)											
計	192,437	175,420	175,342	78	11,946	11,806	140	5,071	5,046	25	672

○4 不開示理由の内訳

(正)

行政機関名	全部又は一部を不開示とした件数	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他
(略)					
財務省	200	125	65	4	11
(略)					
計	165,604	162,193	3,969	482	282

(誤)

行政機関名	全部又は一部を不開示とした件数	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他
(略)					
財務省	77	36	29	2	10
(略)					
計	165,481	162,104	3,933	480	281

○5 不開示情報（法第5条各号該当）の内訳

(正)

行政機関名	不開示情報に該当							
	5条1号	5条1号の2	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号	
(略)								
財務省	125	77	0	58	5	6	16	50
(略)								
計	162,193	140,783	48	129,663	1,671	5,009	1,678	10,381

(誤)

行政機関名	不開示情報に該当							
	5条1号	5条1号の2	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号	
(略)								
財務省	36	23	0	19	5	4	12	21
(略)								
計	162,104	140,729	48	129,624	1,671	5,007	1,674	10,352

○6 存否応答拒否の内訳

(正)

行政機関名	存否応答拒否							
	5条1号	5条1号の2	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号	
(略)								
財務省	4	0	0	2	0	2	0	0
(略)								
計	482	148	21	270	16	30	9	67

(誤)

行政機関名	存否応答拒否						
	5条1号	5条1号の2	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号
(略)							
財務省	2	0	0	1	0	1	0
(略)							
計	480	148	21	269	16	29	67

○7 その他の内訳

(正)

行政機関名	その他					
	形式上の不備				情報公開法の 適用除外	開示請求権の 濫用
	対象文書の 特定不十分		その他			
(略)						
財務省	11	11	9	2	0	0
(略)						
計	282	235	133	103	47	25

(誤)

行政機関名	その他					
	形式上の不備				情報公開法の 適用除外	開示請求権の 濫用
	対象文書の 特定不十分		その他			
(略)						
財務省	10	10	8	2	0	0
(略)						
計	281	234	132	103	47	25